

利用手続きの流れが変わります!

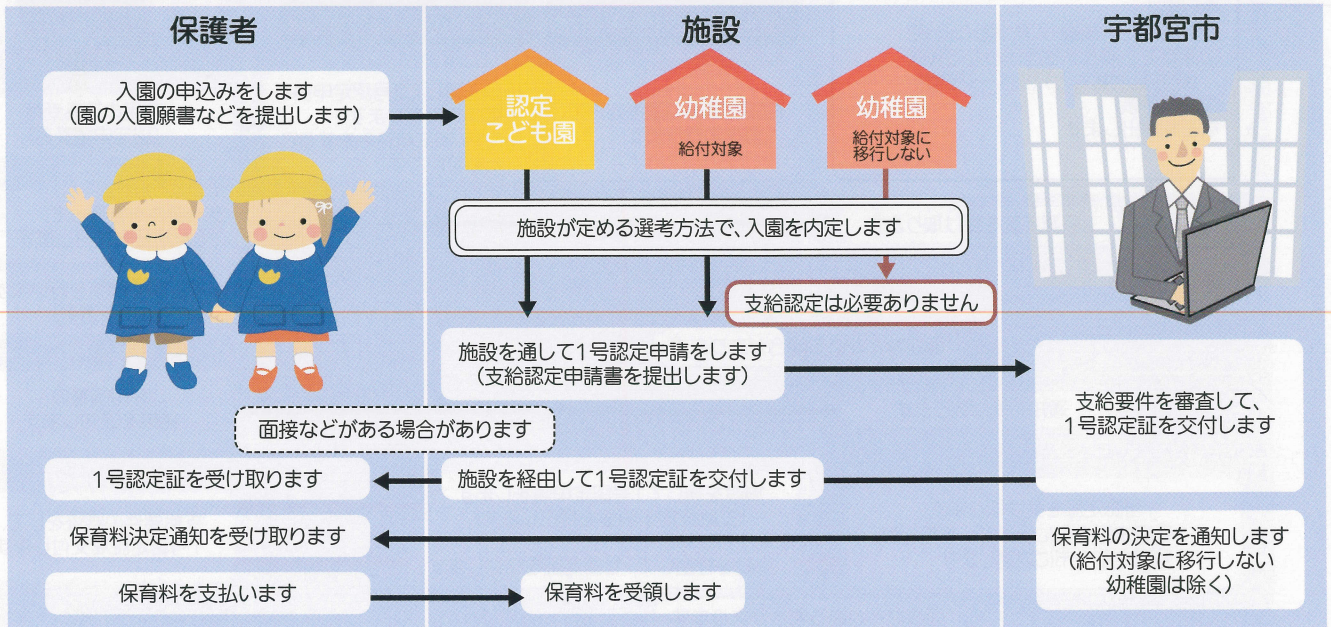
新制度における、幼稚園や保育所などを利用する際の手続きが変わります。

ただし、給付対象施設に移行しない幼稚園などは今までどおりの手続きです。

※認定証は申請受付日から30日以内に交付することとなっておりますが、4月入園の場合は認定事務が集中し、審査に時間を要することから、認定証は利用調整の結果とともに交付する場合があります。

▶ 認定こども園や幼稚園を利用したい(満3歳以上児で教育のみを希望する場合)

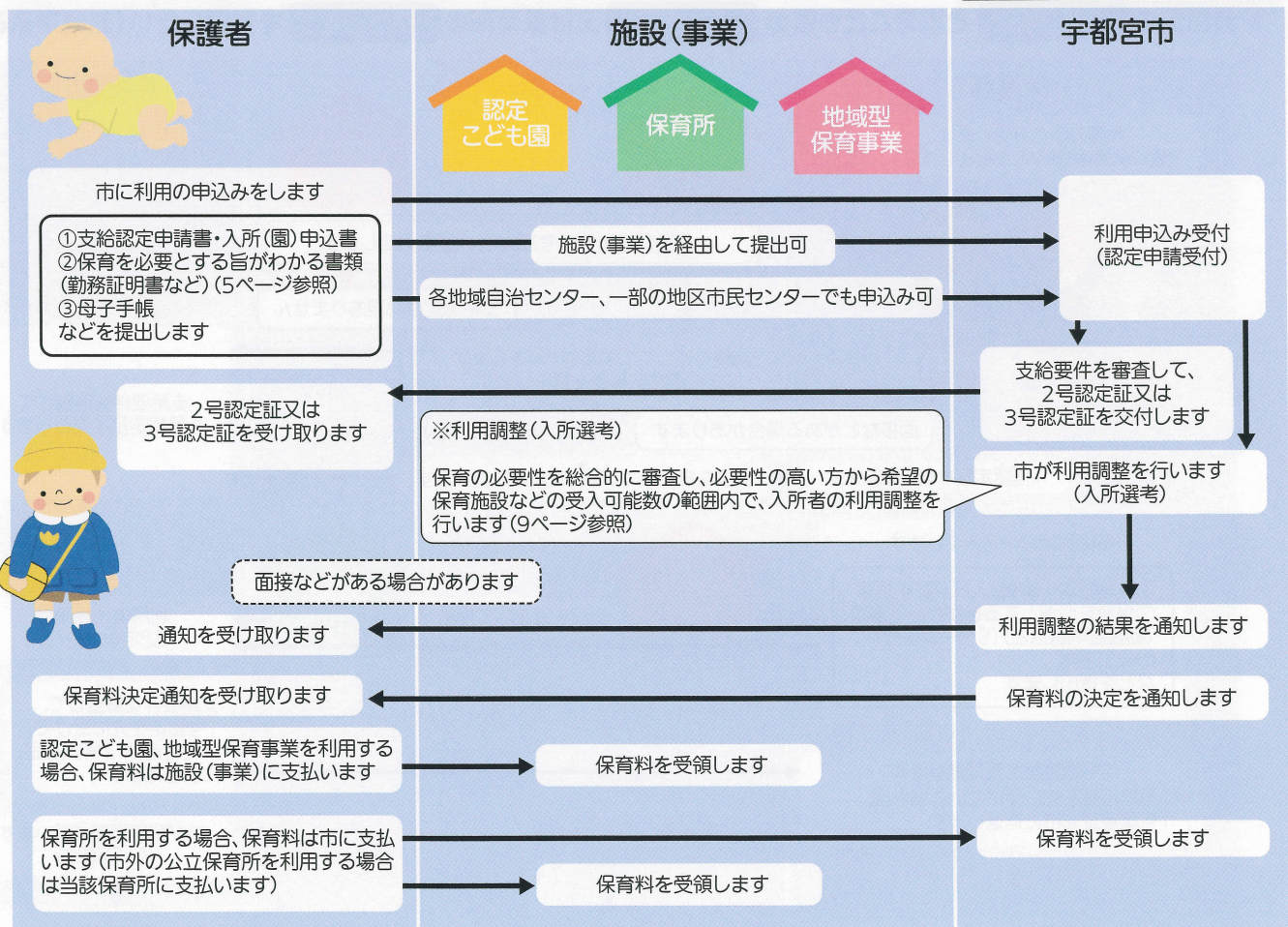
1号認定



▶ 認定こども園や保育所、地域型保育事業を利用したい(保育が必要な場合)

2号認定

3号認定

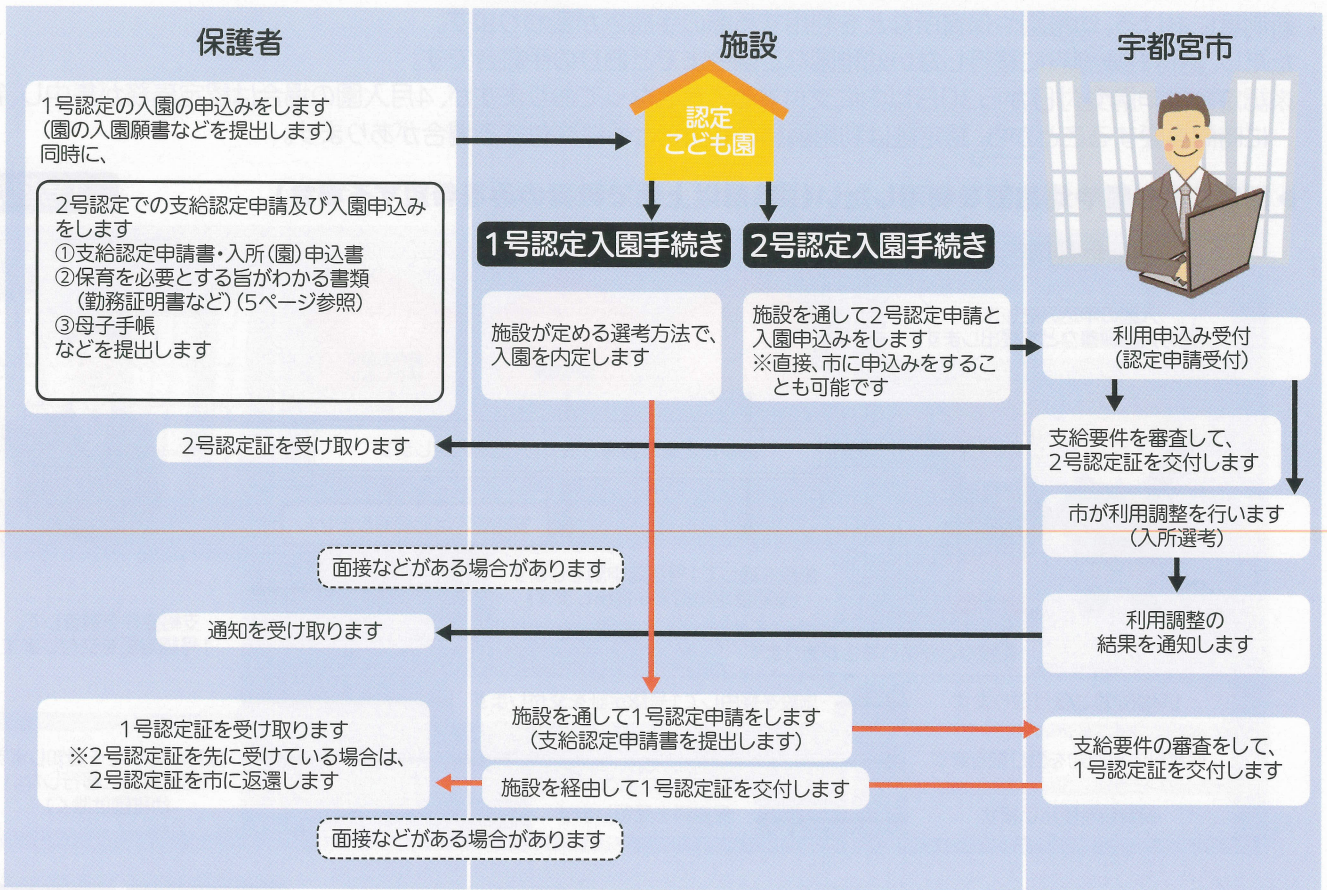


※郵送での受付は行っていません。

※育児休業明けの場合、復帰される月の前月入所から申込みが可能です。

※入所申込みにあたって、市外の保育施設等に入所を希望される方やその他特別な事情がある方につきましては、直接保育課にお申込みください。

▶ 認定こども園の **1号認定** と **2号認定** を併願したい(新規申込み)



▶ 幼稚園の **1号認定** と認定こども園の **2号認定** 又は保育所の **2号認定** を併願したい(新規申込み)

